

三木町週休2日土木工事实施要綱（令和6年三木町要綱第10号）新旧対照表

改正案	現 行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、町が発注する土木工事における、現場閉所による週休2日（完全週休2日（土・日曜休み）<u>または4週8休</u>）の確保に向け実施する三木町週休2日工事（以下「週休2日工事」という。）及び技術者及び技能労働者が交替しながら週休2日の確保に向け実施する三木町週休2日交替制工事（以下「交替制工事」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(休工日の確保)</p> <p>第4条 休工日の確保は、次に掲げる内容とする。</p> <p>(1) 週休2日工事</p> <p>ア <u>完全週休2日（土日）の受注者は、原則として、前条にて規定する対象期間において、土曜日及び日曜日を休工日としなければならない。</u> <u>また、月単位の週休2日の受注者は、前条にて規定する対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態にしなければならない。</u>ただし、災害時の緊急対応及び品質管理・安全管理等のために継続して行わなければならない作業は、この限りでない。</p> <p>イ 受注者は、休工日の振替を行うことができる。ただし、完全週休2日<u>（土日）</u>において、やむを得ず土曜日<u>または日曜日</u>を休工日にできないときは、前後7日以内の土曜日<u>または日曜日</u>以外の曜日に休工日の振替を行うものとする。</p> <p>ウ 受注者は、完全週休2日<u>（土日）</u>において、降雨、降雪等で</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、町が発注する土木工事における、現場閉所による週休2日（完全週休2日（土・日曜休み）<u>又</u>は4週8休<u>相当</u>）の確保に向け実施する三木町週休2日工事（以下「週休2日工事」という。）及び技術者及び技能労働者が交替しながら週休2日の確保に向け実施する三木町週休2日交替制工事（以下「交替制工事」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(休工日の確保)</p> <p>第4条 休工日の確保は、次に掲げる内容とする。</p> <p>(1) 週休2日工事</p> <p>ア <u>週休2日工事の受注者（以下この条において「受注者」という。）は、対象期間において、4週8休相当以上の現場閉所を行ったと認められる状態にしなければならない。</u>また、<u>完全週休2日の場合は、原則として、1週間のうち土曜日及び日曜日を休工日としなければならない。</u> <u>ただし、災害時の緊急対応及び品質管理・安全管理等のために継続して行わなければならない作業は、この限りでない。</u></p> <p>イ 受注者は、休工日の振替を行うことができる。ただし、完全週休2日<u>の場合で</u> <u>、</u>やむを得ず土曜日<u>又</u>は日曜日を休工日にできないときは、前後7日以内の土曜日<u>又</u>は日曜日以外の曜日に休工日の振替を行うものとする。</p> <p>ウ 受注者は、完全週休2日<u>の場合において</u>、降雨、降雪等で</p>

作業予定日を休工日とするときは、前後の土曜日または日曜日と振替を行うことができる。

## (2) 交替制工事

完全週休2日交替制の受注者は、前条にて規定する対象期間において、全ての週で技術者及び技能労働者が交替しながら1週間に2日以上の休日確保を行ったと認められる状態にしなければならない。

また、月単位の週休2日交替制工事の受注者は、前条にて規定する対象期間において、全ての月で、技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上の休日確保を行ったと認められる状態にしなければならない。

(休工の定義)

第5条         休工及び休日とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、次に掲げる内容とする。

(1) 略

(2) 交替制工事

        現場に従事した技術者及び技能労働者それぞれが休日を確保された状態をいう。

(工事着手前の確認手続)

第7条 受注者

        は、工事着手日までに、次に掲げる内容を実施しなければならない。

(1) 週休2日工事

完全週休2日（土日）または4週8休        を選択し、休工日が確認できるように施工計画書に記載するとともに、その工程につ

作業予定日を休工日とするときは、直後の土曜日又        は日曜日と振替を行うことができる。

## (2) 交替制工事

交替制工事の受注者は、対象期間及び月単位において、技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休相当の休日確保を行ったと認められる状態にしなければならない。

(休工の定義)

第5条 前条の休工        とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、次に掲げる内容とする。

(1) 略

(2) 交替制工事

対象期間及び月単位に現場に従事した技術者及び技能労働者それぞれが休日を確保できていればよい。

(工事着手前の確認手続)

第7条 週休2日工事の受注者及び交替制工事の受注者（以下「受注者」という。）は、工事着手日までに、次に掲げる内容を実施しなければならない。

(1) 週休2日工事

発注者指定型の場合

完全週休2日又        は4週8休相当を選択し、休工日が確認できるように施工計画書に記載するとともに、その工程につ

いて工事監督員と協議しなければならない。

## (2) 交替制工事

工事着手日までに受注者希望型の交替制工事を実施する旨を工事打合せ簿に記載して、技術者及び技能労働者の休日を確保するための施工体制や休日確保状況を証明する方法を具体的に記載の上、工事監督員に提出しなければならない。工事監督員は、工事打合せ簿の提出を受けた場合、受注者と協議し、受注者希望型の交替制工事の実施の適否について受注者に工事打合せ簿で通知するものとする。

(工事中標示板)

第8条 受注者は、工事中標示板に、週休2日工事での完全週休2日(土日) また は交替制工事での4週8休である旨を記載するものとする。

(休工日に現場作業を行う場合の措置)

第9条 受注者は、完全週休2日 (土日) の場合において、休工日に現場作業を行うときは、工事打合せ簿により事前に工事監督員に報告しなければならない。また、工事打合せ簿には当該理由、振替対応の有無及び振替日を記載することとする。なお、4週8休 　 について、休工日に現場作業を行うときは、工事打合せ簿による事前の報告は不要とし、口頭による事前の報告を行うものとする。

(振替により休工日以外を休工とする場合の措置)

第10条 前条によらず、受注者は、完全週休2日 (土日) について、振替により休工日以外を休工とするときは、その理由を記載した工事打合せ簿により、事前に工事監督員に報告しなければならない。なお、4週8休 　 において、振替により休工日以外を休工とする

いて工事監督員と協議しなければならない。

## (2) 交替制工事

### 受注者希望型の場合

工事着手日までに受注者希望型の交替制工事を実施する旨を工事打合せ簿に記載して、技術者及び技能労働者の休日を確保するための施工体制や休日確保状況を証明する方法を具体的に記載の上、工事監督員に提出しなければならない。工事監督員は、工事打合せ簿の提出を受けた場合、受注者と協議し、受注者希望型の交替制工事の実施の適否について受注者に工事打合せ簿で通知するものとする。

(工事中標示板)

第8条 受注者は、工事中標示板に週休2日工事での完全週休2日若しくは4週8休又は 交替制工事での4週8休である旨を記載するものとする。

(休工日に現場作業を行う場合の措置)

第9条 受注者は、完全週休2日 　 の場合において、休工日に現場作業を行うときは、工事打合せ簿により事前に工事監督員に報告しなければならない。また、工事打合せ簿には当該理由、振替対応の有無及び振替日を記載することとする。なお、4週8休 相当 について、休工日に現場作業を行うときは、工事打合せ簿による事前の報告は不要とし、口頭による事前の報告を行うものとする。

(振替により休工日以外を休工とする場合の措置)

第10条 前条によらず、受注者は、完全週休2日 　 について、振替により休工日以外を休工とするときは、その理由を記載した工事打合せ簿により、事前に工事監督員に報告しなければならない。なお、4週8休 相当 において、振替により休工日以外を休工とする

ときは、工事打合せ簿による事前の報告は不要とし、口頭による事前報告を行うものとする。

(出来形数量提出時の実施状況の報告)

第11条 受注者は、出来形数量提出時に、以下に記す事項を行わなければならない。

(1) 略

(2) 交替制工事

休日の確保の状況を工事監督員に工事打合せ簿で報告しなければならない。また、技術者及び技能労働者の休日が実績で記載された資料を提示しなければならない。提示資料は工事監督員が確認した後に受注者に返却する。

(経費の負担)

第14条 発注者は、受注者が週休2日工事又は交替制工事を実施した場合は、受注者の取組状況に応じて、経費の補正を行う。

(1) 週休2日工事

当初設計で完全週休2日(土日)を達成した場合の補正を行い、休工日を確認し、完全週休2日(土日)を達成していないものは、休工の実績に応じて変更設計を行う。

ときは、工事打合せ簿による事前の報告は不要とし、口頭による事前報告を行うものとする。

(出来形数量提出時の実施状況の報告)

第11条 受注者は、出来形数量提出時に、工事打合せ簿により週休2日工事及び交替制工事の取組状況について、次に掲げるとおり報告しなければならない。

(1) 略

(2) 交替制工事

ア 休日率の確保の状況を工事監督員に工事打合せ簿で報告しなければならない。また、技術者及び技能労働者の休日が実績で記載された資料を提示しなければならない。提示資料は工事監督員が確認した後に受注者に返却する。

イ 発注者は、対象期間及び月単位の技術者及び技能労働者の休日率を整理する。

(経費の負担)

第14条 発注者は、受注者が週休2日工事又は交替制工事を実施した場合は、受注者の取組状況について、次に掲げる経費の補正を行い変更契約をする。

(1) 週休2日工事

当初設計で対象期間及び月単位の週休2日を達成した場合の補正を行い、対象期間及び月単位の現場閉所日数の割合(現場閉所率)を確認し、対象期間及び月単位で4週8休相当に満たないものは、その達成状況に応じて変更設計を行う。

ア 4週8休相当：28.5% (8日/28日)

イ 現場閉所率＝対象期間(月単位)の現場閉所日数/対象期間(月単位)に日数×100%

(2) 交替制工事

対象期間に現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日数の割合（休日率）を確認し、完全週休2日交替制または月単位で4週8休を達成すれば、休日の実績に応じて、変更設計を行う。

(工事成績評価)

第15条 週休2日工事（発注者指定型）の場合、明らかに受注者に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合は工事成績評価に反映する。

ウ 削除

(2) 交替制工事

休日率の取得状況は、対象期間に現場に従事した技術者及び技能労働者の対象期間及び月単位の平均休日数の割合（休日率）を確認し、対象期間及び月単位で4週8休相当を達成すれば、その達成状況に応じて、増加する経費の補正を行う。

ア 4週8休相当：28.5%（8日／28日）

イ 休日率＝技術者・技能労働者の対象期間（月単位）の平均休日数／対象期間（月単位）の日数×100%

ウ 削除

(工事成績評価)

第15条 発注者は、当該工事が工事成績評価の対象である場合、受注者の週休2日工事及び交替制工事の週休2日の取組状況に応じて、工事成績評価で評価する。

(1) 発注者指定型工事の場合

完全週休2日が達成できれば、工事成績評価で評価する。ただし、明らかに受注者に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合は、工事成績評価に反映する。

(2) 受注者希望型工事の場合

4週8休相当を達成したときは、工事成績評価で評価する。